

## 「就学援助制度」について（お知らせ）

津南町教育委員会では、経済的な理由で小・中学校の経費支払が困難な場合、これを援助する制度を行っています。援助を希望される方はこのお知らせをよくお読みいただき、次のとおり申請してください。新入学用品費の入学前支給の申請をした方も再度申請が必要です。

- ・昨年就学援助を受けた家庭でも、援助を受けるためには毎年申請が必要です。
- ・新入学用品費の入学前支給の申請をした方も再度申請が必要です。

### 【就学援助の内容】

援助費目	小学生	中学生	備考
学用品費	11,630円	22,730円	
通学用品費	2,270円	2,270円	第1学年を除く
校外活動費	1,600円(3,690円)	2,310円(6,210円)	( ) 書きは宿泊を伴う場合
新入学用品費	51,060円	60,000円	第1学年のみ
体育実技用具費 (スキー用具)	26,500円以内 (第1～3学年と第4～6 学年の間にそれぞれ 1度支給) ※スキー靴のみ 2年に1度支給	38,030円以内 (第1～3学年の間に 1度支給)	アルペン又はクロカンどちらか 一方で、児童・生徒全てが個々に 用意するもの。 (板・靴・ストック・金具等) <u>セット購入以外の単品でも援助 費の対象とします。</u>
修学旅行費	実費	実費	交通費、宿泊費及び見学科等 (小学校・中学校で1回ずつ)
給食費	実費	実費	
医療費	実費	実費	学校病(トラコーマ・中耳炎・虫 歯など一部の病気)のみ
クラブ活動費	2,760円以内	30,150円以内	
生徒会費	4,650円以内	5,550円以内	
P T A会費	3,450円以内	4,260円以内	
卒業アルバム代等	11,000円以内	8,800円以内	

※ 生活保護を受けている世帯は、修学旅行費と医療費が対象となります。

※ 体育実技用具費と医療費の援助を受ける際は、領収書を教育委員会へ提出してください。

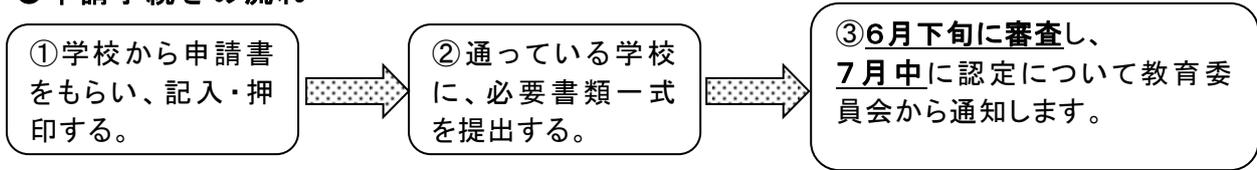
※ 新入学用品費を入学前に支給を受けた場合は、入学後に支給はありません。

### 【援助の対象となる世帯】

1. 生活保護（教育扶助）を受けている世帯
2. 次のいずれかに該当する世帯
  - ① 生活保護の停止又は廃止
  - ② 世帯全員が町民税非課税
  - ③ 児童扶養手当の支給
  - ④ 生活福祉資金の借受け
  - ⑤ 町民税、事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免
  - ⑥ 世帯の前年総所得額が、町の定める基準以下の世帯

## 【就学援助の申請・認定方法について】

### ●申請手続きの流れ



### ●申請に必要なもの

(1) 要保護・準要保護児童生徒申請書

(学校に用意してあります。複数のお子さんについて申込む場合は1枚にまとめて記入してください。)

(2) 認定に必要な書類 ※該当者のみ。世帯につき1部

① 児童扶養手当（主に父子・母子家庭が対象）の支給を受けている人

→児童扶養手当の証書又は認定通知の写し

② 生活福祉資金の貸付を受けている人

→生活福祉資金の貸付決定通知の写し

③ 町民税、事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免を受けている人

→申請承認通知書の写し

※その他の理由で申請される方は、同意事項の署名により教育委員会で確認しますので、添付書類は不要です。

## 【申請期限】

**令和3年4月30日（金）**

※これに間に合わない場合でも随時申請を受付けますが、認定までに時間をいただきます。（申請した月の月末に審査）

## 【認定について】

令和3年7月中に教育委員会より結果についてお知らせします。

※新入学用品費の入学前支給の認定になった方を再度判定させていただきます。判定した結果、認定でなくなった場合は支給した費用を返還していただきます。

## 【支給について】

### ●支給時期

年3回（7月、翌年1月、3月）

※7月以降に申請し認定された方は、認定の翌月分からの支給となります。年度当初まで遡っての支給は行いません。

### ●支給方法

保護者の口座に振り込みます。ただし、学校経費に滞納がある場合は学校長口座へ振込みますので、教育委員会より手続きについて通知します。

## 【その他】

年度途中でも経済状況の変化等で申請したい方はいつでも申請ができます。詳しいことは下記まで気軽にご相談ください。

就学援助についてのお問い合わせ先  
**津南町教育委員会 子育て教育班 TEL:765-3118**  
(津南町役場 2階)